

## 用語集

### 〈ア行〉

#### 明日の京都

だれもがしあわせを実感できる希望の京都をめざして、策定している府政運営の指針です。

基本条例、長期ビジョン、中期計画、地域振興計画を4つの柱としています。

基本条例に基づいた理念のもと、中期計画と地域振興計画を定めて、長期ビジョンの実現に向けた取り組みを展開しています。

#### いわゆる健康食品

健康の保持又は増進に係る効果、機能等を表示して販売・利用され、一般に「健康食品」と称されるもののうち、国が定めた安全性や有効性の基準等を満たした「保健機能食品」を除いたものを指します。

#### エコ京都21

環境に配慮した取組を行っている事業所を知事が認定・登録する制度です。地球温暖化防止部門（地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）、循環型社会形成部門（循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）とエコスタイル部門（地域に密着し、又は創意あふれる環境配慮活動を行っている事業所等）の3部門があります。

#### エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」について都道府県知事から当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称です。

認定を受けると、認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の特例措置が受けられます。

（参考：農林水産省資料）

### 〈カ行〉

#### GAP（ギャップ）

農業生産工程管理手法の項目を参照してください。

## 機能性表示食品

「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収を穏やかにします」など、特定の保健の目的が期待できる（健康の維持及び増進に役立つ）という食品の機能性を表示できる食品です。

平成27年4月1日の食品表示法施行に伴い、制度が創設されました。

## 京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

## きょうと食いく先生

子どもたちが「食」について学ぶことを支援するため、農作物の栽培や調理、京都の食品加工等の専門家で、子供たち等にボランティアで食農体験を指導していただけの方を「きょうと食いく先生」として認定する京都府の制度です。

## きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準(京の食品安全管理プログラム)を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度です。

## 京都府食の安心・安全推進条例

食の安心・安全の確保についての基本理念を明かにするとともに、府、食品関連事業者及び府民が責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与することを目的として、平成17年12月に制定された条例です。

## 京の食品安全管理プログラム

「食品衛生7S」（食品工場における「微生物レベル」の清潔を達成するため、「整理・整頓・清掃・洗浄・殺菌・しつけ・清潔」の手順をルール化したもの）を基本とした、京都府内の食品関連事業者の実態に即した実用的な品質管理システムです。

## 京のブランド産品

京野菜をはじめ農林水産物の中で、優れた品質が保証され、一定の生産量があつて市場流通が可能なものを、公益社団法人京のふるさと産品協会がブランド認証対象品目として決定しています。

それらの品目について、安心・安全と環境に配慮した生産方法への取組等、定められた要件を満たす指定された産地から出荷されるものだけが、ブランドマークを貼られて流通していますが、これを京のブランド産品といいます。

## 京野菜ランド

京野菜をはじめとした京都府産農林水産物の栽培体験等を通して学び、京野菜のメニューが食べられ、京野菜や京野菜の加工品を買うことができる直売所や食農体験農場等の施設を「京野菜ランド」として登録する京都府の制度です。

## グローバルG. A. P.

農産物生産における安全な生産管理を認証する国際的な民間の制度です。

## コンプライアンス

「要求・命令などに従うこと、応じること」を示す英語です。法律や規則を守ることを言いますが、社会的規範や倫理までを含める場合もあります。

コンプライアンスに反した食品関連の例としては、食品表示法で義務付けられている表示事項について、偽りの表示をする「食品の偽装表示」などがあります。

(参考: 食品安全委員会資料)

## 〈サ行〉

### J A S 法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の項目を参照してください。

## 収去検査

食品の安全を確保するために、食品衛生法第 28 条の規定により、保健所などの職員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査のことです。

検査の結果、基準に違反する食品については、廃棄や回収などを行うことになります。

## 食中毒予防推進強化期間

府では、7月から9月までを「食中毒予防推進強化期間」と定めています。

食品の衛生的な取扱い、不良食品の排除、適正な表示の実施等について、府内の大規模食品製造施設をはじめ食品関連事業者に対する監視・指導を強化し、府内で製造・販売又は流通する食品の安心・安全確保を図っています。

## 食の安心・安全協働サポーター（くらしの安心推進員）

食の安心・安全に関する情報を身近な人に提供いただくとともに、日常生活の中で見つけた食品表示欠落などの情報を京都府へ提供していただく府民ボランティアです。

## **食品安全基本法**

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としています。

なお、この法律に基づき、食品健康影響評価（いわゆるリスク評価）を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に設置されています。

## **食品衛生監視機動班**

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、重点的・集中的な監視・指導と収去検査を実施するため、複数の保健所の職員で構成する機動的な組織です。

## **食品衛生指導員**

公益社団法人京都府食品衛生協会等が行う指導員養成教育の課程を修了した者で、食品衛生協会における活動の中核として、個々の営業施設を指導するなど実践的な活動を行っており、食品関連事業者による自主的な衛生管理体制の確立に大きく貢献しています。

## **食品衛生推進員**

公益社団法人京都府食品衛生協会から社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者について推薦を受けて、食品衛生法第 61 条第 2 項の規定により、知事が食品衛生推進員（京の食“安全見張り番”）を委嘱しています。

平成 15 年度に設置し、食品関連事業者の自主衛生管理を推進するための指導、助言等の活動を行っています。

## **食品衛生法**

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としています。

食品、添加物、機具や容器包装の規格基準、営業施設の基準またその検査などについて規定しています。

## **食品関連事業者**

この計画においては、食品に携わっている事業者すべてを指す意味で使用しています。

食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含んでいます。

## 食品添加物

食品添加物とは、食品の製造過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものであり、原料として、「ヒトの健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外は使用が認められていません。

食品の安全性を確保するため、食品添加物の成分規格、製造基準、保存基準及び表示基準が設定されています。(参考：食品安全委員会資料)

## 食品表示パトロール

平成 21 年度から開始した京都府独自の取り組みです。産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、食品表示法及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)に関わる職員が合同で店舗に対して巡回調査を実施することにより、違反事実に効率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保しようとするものです。

## 食品表示 110 番

食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く人々から不適切な食品の表示に関する情報提供を受け取るためのホットラインのことです。

都道府県の他に、農林水産省や独立行政法人農林水産消費安全技術センターなどにも設置されています。(参考：食品安全委員会資料)

## 食品表示法

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保を目的とする法律です。

食品衛生法、J A S 法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合する形で平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

## 食物アレルギーの子 京都おこしやす事業協力施設

修学旅行等で京都を訪れる食物アレルギーのある子どもたちが宿泊施設や食事提供施設で安全に安心して、美味しく食事を摂るために、「食物アレルギーの子旅館・ホテル・食事提供施設の対応手順書」に基づき食物アレルギー対応食として、特定原材料 7 品目(卵、牛乳、小麦、そば、落花生、えび、かに)を除去した食事提供が可能な施設です。

## 生乳生産管理マニュアル

酪農家が生乳生産業務を行う上で順守すべき管理基準とその手順を示した手引書です。

チェックシートによる衛生管理の記帳を行うこととされています。

## 〈タ行〉

### 「たんとおあがり京都府産」施設

府民のみなさまに地産地消の重要性を知っていただく拠点施設として、京都府産の農産物の利用と食文化等の情報発信を意欲的に行う病院・福祉施設、社員食堂を有する企業等を「たんとおあがり京都府産」施設として認定する制度です。

### 地理的表示保護制度（GI）

地域の気候・風土、特別の生産方法により高い品質と評価を獲得した商品の名称（地理的表示）を知的財産として保護する国の制度です。

### TPP

モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定です。

現在、協定発効に向けて関係国での手続きが進められています。

（参考：内閣官房資料）

### 出前語らい

府民と府とのコミュニケーションの向上を図り、施策や業務に活かすべき府民の意見や提案を収集することなどを目的として、府民からの希望に応じ、職員が直接出向いて説明や助言、意見交換を実施するものです。

### 動物用医薬品

家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品のことです。

作用別に抗生物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。

（参考：食品安全委員会資料）

### トレーサビリティシステム

記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいいます。

食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡・遡及できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。

国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、牛の生産から流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務付けられました。

（参考：食品安全委員会資料）

## 〈十行〉

### 農業生産工程管理手法（GAP）

農業生産工程管理（GAP：GoodAgriculturalPractice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

（参考：農林水産省資料）

### 農場HACCP

畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場に HACCP の考え方を採り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物など）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。

### 農薬管理指導士

農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が講習会を受講した場合に京都府知事が認定しています。

農薬に関する法令等を遵守し自ら範を示すとともに、他の農薬取扱業者等に対し必要な助言指導を行うことを任務としています。

### 農林水産京カプラン

「明日の京都」に示されている農林水産関連施策を実現するため、2020年をめざす姿と分野別の施策展開方向・地域別の重点施策を取りまとめた、京都府の農林水産産業振興方針を示すプランです。

### 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的としています。

通称「JAS法」と呼ばれ、JAS規格制度と品質表示基準制度の二つからなっていましたが、平成27年4月1日に品質表示基準制度が食品表示法に移行し、法律の名称が「農林物資の規格化等に関する法律」に変更されました。

（参考：食品安全委員会資料）

## 〈ハ行〉

### HACCP

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です。（出典：厚生労働省資料）

### ハラール

イスラム法において合法なものの事をハラールといい、非合法なもののことをハラームといいます。

そして、最近ではそれ以外のハラールでない物の事を非ハラール（nonhalal）と称する事もあります。（出典：NPO法人日本ハラール協会）

### 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

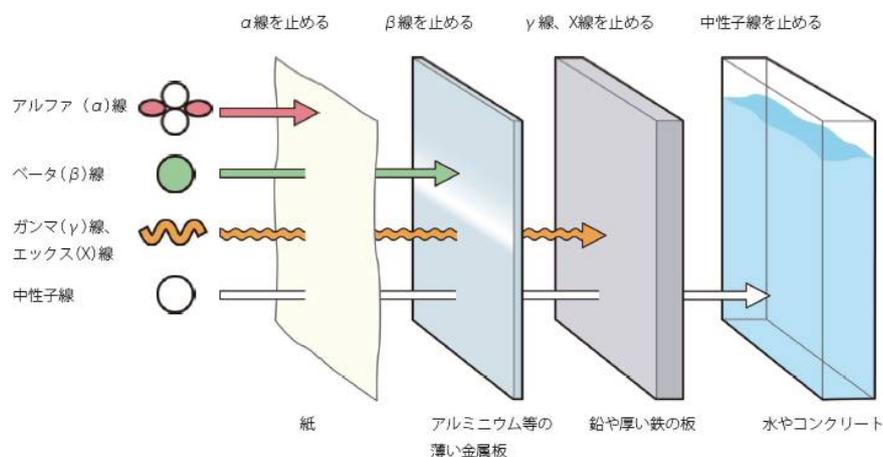
通称「米トレーサビリティ法」と呼ばれています。

### 放射線・放射能・放射性物質

1 「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ（ $\alpha$ ）線、ベータ（ $\beta$ ）線、ガンマ（ $\gamma$ ）線、エックス（X）線、中性子線などがあります。

放射線はこれら種類によって物を通り抜ける力が違いますので、それぞれ異なる物質で遮ることができます。

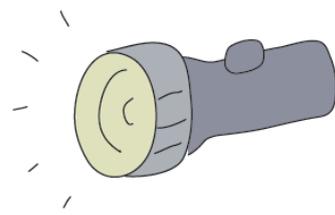
#### 放射線の種類と透過力



資源エネルギー庁「原子力2010」

2 この放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」といいます。

懐中電灯に例えてみると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能にあたります。



放射線の人体への影響など詳しくは消費者庁ホームページ「食品中の放射性物質に関する広報の実施について」をご覧ください。

[〈http://www.caa.go.jp/jisin/food\\_s.html〉](http://www.caa.go.jp/jisin/food_s.html)

## 〈ラ行〉

### リスク

食品中にハザード（危害要因のこと。人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態です。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因があります。）が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。

（参考：食品安全委員会資料）

### リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。

（出典：食品安全委員会資料）

( m e m o )